

むつ市キッズパーク運営ボランティア活動実施要領

平成27年 7月23日制定

平成28年 6月29日改正

令和2年12月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、むつ市キッズパーク（以下「キッズパーク」という。）において施設運営を補助するボランティア活動を行う者（以下「ボランティア」という。）の登録等に関し必要な事項を定める。

(登録)

第2条 キッズパークにおいてボランティア活動（以下「活動」という。）を行うことを希望する者は、むつ市キッズパーク運営ボランティア活動申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）をキッズパーク所長に提出するものとする。

2 キッズパーク所長は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、適当であると認める者について、本人確認を行った上でボランティアを登録する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (3) 日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者でないこと。
- (4) 活動に必要な能力を有していること。
- (5) 健康で、かつ、意欲を持って活動ができると認められること。

3 キッズパーク所長は、ボランティアに関する登録台帳（様式第2号）を作成し、管理する。

(活動)

第3条 ボランティアは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 施設の提供に関する業務の補助
- (2) 子育て家庭の親子が気軽に集い、交流する場の提供に関する業務の補助
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に必要な業務の補助

(活動日等)

第4条 ボランティアの活動日及び活動時間は、キッズパークの開館時間内において、ボランティアの希望に基づきキッズパーク所長が定める日及び時間とする。

(遵守事項)

第5条 ボランティアは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動中に知り得た利用者等の個人情報を漏らしてはならないこと。
- (2) 活動中は、職員の指示に従わなければならぬこと。
- (3) 活動中は、キッズパーク所長が指定した名札を着用すること。

(登録の抹消)

第6条 キッズパーク所長は、ボランティアが著しく施設の秩序を乱す行為又はこの要領の規定に従わない行為を行い、ボランティアに適さないと判断した場合は、当該ボランティアの登録を取り消すものとする。

(ボランティア活動保険)

第7条 市は、ボランティア活動における事故に係る賠償及び補償のため、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、キッズパークにおけるボランティア活動に関し必要な事項は、別に定める。